



消費者機構日本

ニュースレター 193 号

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 主婦会館ブラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077 ホームページ <http://www.coj.gr.jp/>
発行人: 二村 睦子 編集責任者: 板谷 伸彦

・CONTENTS・

- ・アカデミー・エンターテインメント提訴
- ・ワンメッセージ差戻一審判決
- ・第 21 回総会と総会シンポについて
- ・(株)Omiai への要請
- ・ペットファースト(株)への要請
- ・地方消費者行政要望書

(株)アカデミー・エンターテインメントに対し共通義務確認訴訟を提起

本日 4 月 28 日、(株)アカデミー・エンターテインメント(旧: (株)エーチーム・アカデミー) に対し、不当利得の返還を求める被害回復訴訟(共通義務確認訴訟)を東京地方裁判所に提起しました。午後 2 時から東京地裁内の司法記者クラブにて、本提訴に係る記者会見を実施しました。

(株)エーチーム・アカデミーに対する差止請求訴訟では、2024 年 3 月 15 日の最高裁判所の決定により、控訴審の「退学や除籍処分の際、入学時諸費用(38 万円)のうち 7 万円を超えて返還しないとの意思表示をしてはならない。」との判決が確定しておりました。

その後、当機構は当該事業者に対して、最高裁判所の判断にそって受講契約期間中(1 年間)に退学者等した消費者に、入学諸費用(38 万円)から 7 万円を引いた金員(31 万円)を自主的に返金するよう等を裁判外で求めてきましたが、当該事業者からは返金には対応できない旨の回答が届いたため、本日の提訴に至りました。

訴状等については次の URL に掲載しておりますのでご覧ください。

★公表 URL: https://www.coj.gr.jp/recovery/topic_250428_01.html



ワンメッセージ共通義務確認訴訟の差戻一審判決

令和 7 年(2025 年)2 月 28 日、東京地方裁判所は、2019 年 4 月に当機構が ONE MESSAGE と泉忠司を被告として提訴した、いわゆる情報商材被害事件の被害回復訴訟(共通義務確認訴訟)につき、当機構の請求を全面的に認める判断を示しました。

本件の情報商材については、Web サイトにおいて、暗号通貨で、誰でも、簡単・確実に多額の利益が得られるこれまでにない手法を紹介するという趣旨の説明・勧誘がなされていたものでしたが、実際の内容との間に著しい齟齬があることから、このような説明・勧誘は違法であって、その違法性は、Web サイトを見て購入した被害者全員に共通であることから、まさに、被害回復制度での救済に適するものでした。

本件訴訟は当初、東京地方裁判所において、本件事案は個々の消費者ごとに相当程度の審理を要するから特例法の訴訟要件である「支配性を欠く」として訴えが却下され、控訴審でも同様の判断が示されましたが、最高裁判所は、「支配性に欠けるところはない」として控訴審判決を破棄し、本件訴訟を東京地方裁判所に差し戻しておりました。本判決は、差戻審における判断です。(その後、相手方が控訴し、差戻二審に入っています)

本判決に対する当機構の見解の全文は、次の URL に掲載しておりますのでご覧ください。

★本件の公表ページ: https://www.coj.gr.jp/recovery/topic_250306_01.html

第 21 回通常総会と総会記念シンポジウムの開催について

オンライン参加と会場参加のハイブリット開催で予定しています。

総会終了後には「見守りネットワークと消費者団体訴訟制度の協働について（仮）」をテーマとしてシンポジウムを開催いたします。正式には 5/15 開催の理事会で確定してご案内いたします。

1. 第 21 回通常総会

日 時： 2025 年 6 月 10 日（火）17：30～18：20

場 所： 主婦会館 4 階 シャトレ

（正会員はリアル・オンライン併用、賛助・協力会員はオンライン）

議 題： 審議事項 第 1 号議案 2024 年度事業報告承認の件

第 2 号議案 2024 年度決算承認の件

第 3 号議案 役員補充選任の件

報告事項 1. 2025 年度事業計画

2. 2025 年度予算

2. 総会記念シンポジウム（総会終了後 18:30～20:00）

日 時： 2025 年 6 月 10 日（火）18：30～20：00

会 場： 主婦会館 4 階 シャトレ（リアル・オンライン併用）

テーマ： 「見守りネットワークと消費者団体訴訟制度の協働について（仮）」

内 容： 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）をモデルに、消費者被害防止・救済に向けた「連携」について考えます。同制度は、多様な見守りの担い手によって消費者被害の情報を消費生活センターへつなぐための仕組みとして設けられていますが、消費生活センターの先、消費者団体訴訟制度に連携させていく可能性（適格消費者団体が役割発揮する可能性）について考えます。

参加費 無 料

株Omiai に合意の遵守を要請

2016 年 11 月、当機構は恋愛マッチングサービス「Omiai」を運営する株式会社ネットマーケティングに対し「未利用分の料金を一切返金しない旨の契約条項を使用せず、同様の意思表示を行わない」ことの是正を求めました。

その結果、返金規定を設ける旨の回答があり、合意書を締結して協議を終了し、当機構のホームページ（※ 1）にて公表しています。

（※ 1）[恋愛マッチングサービス「Omiai」利用規約（運営：株式会社ネットマーケティング）の中途解約時の解約・返金規定等が改善されました。](#)

しかしながら、今般、Omiai の利用規約から中途解約時の未利用分の料金の金に関する規定が削除されており、当機構との合意に反するのではないかと情報の提供がありました。そこで、当機構は Omiai に対し、その変更理由等の問い合わせを行いました。

Omiai からの回答では、利用規約の規定が一時的に原則不返還となっていたものの、2024 年 10 月 1 日時点で既に改定し、中途解約の際の返金規定を設けたとのことでした。

この回答では、原則不返還としていた期間（2023 年 10 月 10 日から 2024 年 9 月 30 日）に中途解約をした者に対する未利用分の料金の返還の有無が明らかでなかったため、同期間の中途解約者に対しても、現行の利用規約にしたがって自主的に返金するよう要請しました。

上記要請に対して、Omiai より、「利用者様の個別事情にあわせて既に返金対応を実施しております。」との回答がありました。

★本件の公表ページ：https://www.coj.gr.jp/request/topic_250414_01.html

ペッツファースト(株)に合意の遵守を要請

2010 年 5 月、当機構はペッツファースト(株)に対し、当該事業者が使用する犬・猫の「販売契約書」の販売後の治療保障制度や先天性疾患発症時の保障制度等が消費者契約法等に反するとして是正を求めました。

その結果、犬・猫の「販売契約書」に「消費者（購入者）の法律上の権利行使を妨げるものではない」とする条項が新設され、さらに、2012 年 9 月を目処に行う犬・猫の販売契約書の改定時には表記を改善することが約束されたことをふまえ、合意書を締結して協議を終了し、当機構のホームページにて公表（※2）しました。

（※2）[＜ペッツファースト\(株\)（犬・猫の販売事業者）＞犬・猫の「販売契約書」の是正協議を終了しました！～「販売契約書」に「消費者（購入者）の法律上の権利行使を妨げるものではない」旨の条項が新設されました～](#)

しかしながら、今般、当機構に対しペッツファーストが運営するペットショップの販売の契約条項において、当機構と合意した「消費者の法律上の権利行使を妨げるものではない」の条項が削除されているとの情報提供がありました。

そこで、当機構はペッツファーストに対し、削除した経緯と理由を問い合わせたところ、ペッツファースト側からは、「現行の契約条項は消費者の権利行使を妨げるような内容でなく、また実際上もこれを妨げることはないよう運用を行っている認識である」との回答がありました。

そのため、当機構は過去の合意の経緯を説明した上で、削除した条項を再度盛り込むよう、要請しました。その結果、ペッツファーストからは、削除した条項について 2024 年 10 月末を目途に追記を完了させるとの回答があったため、協議を終了することとしました。

※追記の完了予定時期が過ぎたため、改めてペッツファーストに、削除した条項についての追記時期を確認したところ「契約書を電子化し紙での運用から切り替える予定があるため、現状、差し替えが出来ていない。本年 5 月の連休明け頃を目処に電子化の運用が完了する予定。」との回答がありました。（回答日：2025 年 3 月 11 日）

★本件の公表ページ：https://www.coj.gr.jp/request/topic_250408_01.html

地方消費者行政への財政措置を求める要望書を提出（他団体との連名意見）

取引が複雑多様化し、悪質業者の手口も巧妙化する中、消費者行政の一層の強化が期待されるところですが、これまで地方公共団体の消費生活相談体制を支えてきた地方消費者行政強化交付金（旧地方消費者行政推進交付金）が、2025（令和 7）年度末をもって基本的に終了となります。このまま推移すると、財政力の弱い多くの地方公共団体は消費生活相談体制の維持が困難となるおそれがあり、消費者被害防止の啓発・教育や見守りネットワークの推進など各種施策も縮小・後退するおそれがあります。

2025 年 3 月 5 日、このことに関し、適格消費者団体の連名で意見書を提出しました。

★本件の公表ページ：https://www.coj.gr.jp/opinion/topic_250328_01.htm

全国の適格消費者団体（26 団体）のホームページ公表情報（2025 年 3 月 1 日～2025 年 3 月 31 日分）

○各団体のホームページの公表情報をお知らせします。事業者への申入れ等の活動を中心に紹介します。下記の公開情報欄に掲載のない情報については、各団体のホームページからご確認ください。

※同一団体内の掲載順は、公表日が新しいものからとなっています。

適格消費者団体名・特定適格消費者団体	公 表 情 報(2025 年 3 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/	■ 2025.03.28 : 北海道が「第 4 次北海道消費生活基本計画」を策定しました。ホグネットとの連携や支援についての取り組みが盛り込まれています ■ 2025.03.24 : 三和物流サービス株式会社から回答書が届きました ■ 2025.03.14 : ecxia 株式会社に対し、消費者契約の条項の開示要請に関する問い合わせを送付しました ■ 2025.03.04 : 三和物流サービス株式会社に対し、再申入書を送付しました ■ 2025.03.04 : 株式会社サンコーポレーションに対し、申入書を送付しました ■ 2025.03.04 : 株式会社ファルコン（旧ハイチエイジェント）に対し、再申入書・照会書を送付しました ■ 2025.03.04 : 株式会社アイヴィー・サービスとの協議を終了しました
《消費者市民ネットとうほく》 http://www.shiminnet-tohoku.com/	■ 2025.03.31 : 和整體学院代表長谷澄夫氏に対する要請結果を報告します。 ■ 2025.03.31 : 株式会社報恩互助会に対する要請等の経過と結果を公表します。 ■ 2025.03.31 : 株式会社ナガセ（東進中学 NET）に対する申入れ等の経過を報告します。 ■ 2025.03.12 : 国へ「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」を提出しました。 ■ 2025.03.12 : エヌ・シー・ジャパン株式会社に対する申入れ等の経過について公表します
《とちぎ消費者リンク》 http://tochigilink.org/	■ 2025/03/28 : 株式会社共立メンテナンスより回答書が届きました。
《消費者支援群馬ひまわりの会》 https://www.npo-himawari.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	■ 2025 年 03 月 24 日 : ライフティ（株）に対する共通義務確認訴訟（被害回復訴訟）の第 6 回期日が終了しました ■ 2025 年 03 月 28 日 : (株) HAL に対する申入れ活動を終了しました ■ 2025 年 03 月 28 日 : (株) Happy Life Bio に対する申入れ活動を終了しました ■ 2025 年 03 月 07 日 : 地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書を連名で提出しました
《消費者市民サポートちば》 https://sapochiba.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■ 2025 年 03 月 07 日 : ONE MESSAGE 等に対する情報商材被害事件の共通義務確認訴訟の判決を受けて～消費者機構日本の請求が全面的に認められました～
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	■ 2025.03.05 : 「令和 7 年 地方消費者行政の充実・強化のための要望」を内閣特命担当大臣 消費者庁長官 消費者委員会委員長に宛てて提出しました

《消費者支援かながわ》 http://www.ss-kanagawa.org/	■ 2025.03.11 : 楽天モバイル株式会社に対し、申入れを行ないました
《消費生活ネットワーク新潟》 https://www.network-niigata.org/	■ 2025 年 03 月 07 日 : 有限会社三興開発へ再々申入れを行いました。
《消費者支援ネットワークいしかわ》 http://csnet-ishikawa.com/	■ 2025 年 3 月 21 日【申入活動】株式会社ファーストモータースに質問書を送付したところ、改善のご連絡をいただきました。 ■ 2025 年 3 月 21 日【差止請求訴訟】株式会社スタジオ B'M に対し差止請求訴訟を行い、一部認められました。 ■ 2025 年 3 月 19 日【お知らせ】「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」を他団体とともに連名で、衆議院議長ほか 6 名に送付しました。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■ 2025 年 03 月 31 日 : 株式会社メニコンより回答書が届きました ■ 2025 年 03 月 26 日 : 学校法人大阪歯科大学より回答書が届きました ■ 2025 年 03 月 10 日 : 株式会社 Coo & RIKU 東日本より回答書が届きました ■ その他 : 申し入れ活動記事一覧 : https://cnt.or.jp/category/information
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/	■ 2025 年 3 月 5 日 : 地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書を適格消費者団体の連名で衆議院議長等に送付しました。 ■ 2025 年 3 月 : 学校法人京都仏眼教育学園への差止請求書の送付など、一連の経過をまとめました。
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	■ 2025.03.28 : 株式会社ラドルチェへの共通義務確認訴訟 一審判決について ■ 2025.03.07 : 株式会社スターリーナイトカンパニーに対し、中止イベントのチケット代金の返金を求めた裁判手続（第 15 回）が行われました。 ■ 2025.03.05 : MoriLabo 4 商品を販売したエステー株式会社に「再お問合せ」を送付しました。
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	■ 2025 年 3 月 27 日 : 住友生命保険相互会社へ、令和 7 年 3 月 27 日付けで「申入書」を送付しました。 20250327 住友生命相互会社宛 申入書 ■ 2025 年 3 月 27 日 : アイアル少額短期保険株式会社へ、令和 7 年 3 月 27 日付けで「申入書」を送付しました。 20250327 アイアル少額短期保険宛 申入書 ■ 2025 年 3 月 27 日 : 一般社団法人日本少額短期保険協会へ、令和 7 年 3 月 27 日付けで「ご連絡」及び調査結果資料を送付しました。 20250327 日本少額短期保険協会宛 ご連絡 20250327 日本少額短期保険協会 更新案内書面（資料） 少額短期保険（葬儀保険）の募集及び更新に係る資料等の表示に関する調査一覧【募集】 少額短期保険（葬儀保険）の募集及び更新に係る資料等の表示に関する調査一覧【更新】 ■ 2025 年 3 月 27 日 : 株式会社ファイブスタートラスト レンタルバイク神戸店へ、令和 7 年 3 月 27 日付けで再度「申入書」を送付し

	ました。 20250327 ファイブスタートラストへの申入書
《なら消費者ねっと》 http://www.narasn.org/	■ 2025.3.5 : 「 地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書 」を全国の適格消費者団体等と共に提出しました。
《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/	■ 2025/03/05 : 「 地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書 」を他団体と連名で提出しました
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《えひめ消費者ネット》 http://ehime-syohisya-net.org/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	■ 2025 年 03 月 27 日 : 公益財団法人永光墓園に申入れ活動終了通知を送付しました ■ 2025 年 03 月 27 日 : 第 5 期消費者基本計画（素案）に関する意見を提出しました
《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者ネットワークかごしま》 https://net-kagoshima.com/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者市民ネットおきなわ》 https://ossnet.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

・・・END